

第6回長野県特定家畜伝染病（豚コレラ）
対策本部会議

日時：令和元年9月19日（木）9:00～

場所：特別会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 経過等について

(2) 今後の防疫措置について

4 本部長指示事項

5 閉 会

(1) 経過等について

ア 発生農場

下伊那郡高森町の養豚農場（2か所の農場を所有） 飼養頭数 112頭

※ 当該農場は畜産試験場での豚コレラ発生事案に関連し、9月14日に監視対象農場に新たに指定された

イ 経過及び検査結果

日 時		内 容
9月17日 (火)	13:30	飯田家保で監視対象農場指定に伴う立入検査を実施 複数豚で発熱を確認、30頭につき採血を実施
	18:00	検体のうち3頭の白血球数が10,000個/ μ l以下と判明 ELISA検査及びPCR検査の実施を決定
9月18日 (水)	7:00	ELISA検査結果 陽性 PCR検査結果 陽性
	8:30	RFLP検査結果 陽性 陽性となった豚5頭について採血・解剖を決定
	11:30	現地農場にて陽性豚の解剖開始
	19:10	松本家保へ検体到着、検査スタート
	23:15	PCR検査スタート
	23:25	ELISA検査結果 5頭中1頭陽性
9月19日 (木)	5:38	PCR検査結果 5頭全て 陽性
	7:25	RFLP検査結果 5頭全て 陽性、国へ結果報告
	8:00	国の牛豚疾病等小委員会にて疑似患畜と決定
	9:00	国・県による結果公表（プレスリリース）

(2) 今後の防疫措置について

ア 対応スケジュール

経過	9月19日	20日	21日	……	10月8日	19日
	1日目	2日目	3日目		防疫措置完了後17日目	防疫措置完了後28日目
発生農場 (高森町)	防疫措置の指示	殺処分 埋却 汚染物品処理・消毒	防疫措置完了			防疫対応終了
周辺農場	移動制限区域 (3km)・消毒ポイントの設置 (2か所) 防疫措置完了後28日					
	搬出制限区域 (10km)・消毒ポイントの設置 (2か所) 防疫措置完了後17日					

殺処分：豚コレラ患畜確定から、24時間以内に殺処分

埋却：豚及び汚染物品について、72時間以内に埋却処分

イ 防疫体制について

区分	必要人数等
殺処分・農場消毒	殺処分・農場消毒・埋却作業 地域振興局職員を中心に延べ150名を動員予定 (県獣医師会、建設業協会、高森町役場等にも協力依頼)
埋却作業	※熱中症予防のため、暑さ指数(WBGT)が28℃(厳重警戒)になると見込まれる場合には作業を中止
消毒ポイント	4か所(畜産関係車両を対象)

ウ 移動・搬出制限区域について

- (1) 移動制限区域（発生農場から半径 3km 圏内） 農場なし
- (2) 搬出制限区域（発生農場から半径 10km 圏内） 7 農場



エ 搬出制限区域内の農場（7 農場）における対応について

- ・当該農場の豚については、家畜防疫員による臨床検査で異状がないこと等を確認することにより出荷が可能

オ 発生農場と交差汚染の恐れがある農場（監視対象農場）への対応

- ・発生農場における過去 28 日間の出荷実績から、と畜場での交差汚染が疑われる農場を確認し、国との協議により監視対象農場に指定
- ・立入検査の実施
- ・毎日の飼養豚における異状の有無の報告

- ・当該農場の豚については、家畜防疫員による臨床検査で異状がないこと等を確認することにより出荷が可能

カ 周辺地域の野生イノシシにおける感染状況調査

- ・発生農場から半径 10km 圏内で捕獲された野生イノシシについて豚コレラ検査を実施

指示事項

長野県特定家畜伝染病（豚コレラ）対策本部

日時 令和元年9月19日（木）

場所 県庁 特別会議室

- 1 速やかに殺処分等の防疫措置を開始し、豚コレラウイルスのまん延防止措置を行うこと。
- 2 農政部をはじめ県の関係部局、市町村、国及び関係団体等の関係者が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 3 県内の他の養豚農場における防疫対策について、地域振興局を中心として、万全を尽くすこと。
- 4 現場の情報をしっかり収集するとともに、養豚農家や県民に対して、正確な情報発信や情報提供を行うこと。

以上